

統計の利用者からの意見聴取について

1. ねらい、対象調査

ねらい

民間開放に当たって、各調査に求められている質（結果精度等）の水準など、統計調査に求められている要件について知見を得ること

利用者から意見を聴くべき調査

当面、経常3調査を中心に利用者からの意見聴取を行う

住宅・土地統計調査については、利用者サイドの意見も踏まえつつ「平成20年住宅・土地統計調査研究会」において調査内容等の検討が進められていることから、当該検討に委ねることとする。

個人企業経済調査については、経常3調査を念頭に選定した意見聴取対象のうち、内閣府等、必要と判断される者から、別途意見を聴取する。

2. 対象者

関係府省（内閣府、厚生労働省）

日本銀行

経常3調査の利活用に知見を有する有識者

3. 聴取方法、時期

第3回有識者懇談会までの間を目途に、事務局において意見聴取

報告書、試験調査結果、家計消費状況調査の事例、経常3調査に求められる質に関する資料等を示した上で聴取

(参考)「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」報告(抄)

6 今後に向けて

本研究会においては、統計局所管の指定統計調査の実査に係る業務についての具体的検討や議論に基づき、その民間開放に当たっての基本的考え方、試験調査等の結果分析等から浮かび上がった留意点等、さらには、これらを踏まえた民間開放を行う際の「基準・条件」として盛り込むべき内容などについて検討を行ってきた。

民間開放の実施に向けては、上記の留意点等を踏まえ、実証的な検証の事前の実施や民間事業者からの意見募集などを通じ、各調査の特性に応じた検討を更に具体的に進めていくことが求められる。

同時に、科学技術研究調査をはじめ、各調査の民間開放の実施に当たっては、入札状況や実施結果の検証、受託した民間事業者や官民の統計利用者からの意見聴取等により、こうした取組から得られた経験等について検証・評価を行い、今後の改善につなげていくことが重要である。

(以下略)